

令和8年3月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
環境大臣
内閣官房長官

} 様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議長 城内愛彦

化製場の維持・整備に対する国の支援を求める意見書

我が国の食料生産に欠かせない化製場が、地域住民の生活環境に影響を与えることなく経営を維持できるよう、国の支援を強く要望する。

理由

牛や豚などの獣畜の肉、骨、臓器等を原料とし、油脂や肥料、飼料等を製造する施設である化製場は、我が国の畜産を支えるとともに、安定的な食料の供給においても必要不可欠な施設であり、当該施設については、化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）に基づき、都道府県知事の許可を受け、化製処理を行っている。

その一方で、悪臭公害を発生させやすい施設でもあり、国は生活環境の保全を目的とし、一元的に悪臭公害を規制する悪臭防止法を制定し、規制を強化してきたところである。

しかしながら、化製場の多くは設置から長い年月が経過し、施設や設備の老朽化が進み、汚水の流出や悪臭による地域住民とのトラブルが大きな問題となっている。

化製場を運営する事業者の多くは、関係法令に基づく環境保全対策を講じてきているが、近年の物価高騰や人件費の増加等による維持経費の増加が経営を圧迫し、施設の改修や設備の更新が進まず、悪臭によって地域住民の生活環境に甚大な影響を与えている事例も見受けられる。

そのような中、国では牛肉をはじめとする農畜産物の輸出拡大を進めるなど、畜産振興を図っているが、畜産物の生産・供給の過程で発生する死亡家畜や残渣の処理が滞れば、畜産のみならず国民生活にも大きな影響を与えることから、化製場を維持するための取組の強化は喫緊の課題である。

よって、国においては、我が国の食料生産に欠かせない化製場が、地域住民の

生活環境に影響を与えることなく経営を維持できるよう、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 化製場の新設、移転、改修や設備の更新等に対する助成制度を創設すること。
- 2 化製場の公設民営化促進に係る議論を進めること。
- 3 悪臭等の諸課題に対応する事業者や関係自治体に対し、適切な指導や助言等の支援を行うこと。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。